

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十九号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。